

熊本労働局発表令和2年10月12日

#### 【照会先】

熊本労働局 労働基準部 監督課

課 長 宮本 浩監察監督官 前田 益宏

電話 096 - 355 - 3181

報道関係者 各位

#### 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

~過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施~

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等の防止の重要性について広く周知し、国民の皆さまの関心と理解を深めていただくため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、過労死等の防止についての周知・啓発を目的した、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

また、熊本労働局(局長 木下 正人)においては、過重労働の防止に向けて先進的な取り組みを行っているベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、 もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による 死亡または これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

#### 「過労死等防止月間」の取組概要

- 1 過労死等の防止に係る周知・啓発
  - ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施(別紙・資料1参照) 過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、令和2年 11 月 27 日の 13:30 から、水前寺共済会館でシンポジウムを開催します。(無料でどなたでも参加できます。) [参加申込方法]事前に下記ホームページから熊本会場を選択しお申し込みください。
  - https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/ ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民の皆さま一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と 理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネッ ト広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン (別紙・資料2参照)

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

#### 令和2年度過重労働解消キャンペーン【熊本労働局】

#### 1 実施期間

令和2年11月1日(日)から11月30日(月)までの1か月間

#### 2 具体的な取組

#### (1)重点監督を実施します

#### ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等 労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に 高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

#### イ 重点的に確認する事項

時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる 36 協定)の 範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は 是正指導します。

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。 長時間労働者については、医師による面接指導等の健康確保措置が確実に講じ られるよう指導します。

#### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

監督指導の結果、重大・悪質な事案として公表した場合や、1年間に2回以上同一条項の法違反について是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を、一定期間受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うよう協力をお願いしています。

#### (2)電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県 労働局の担当官が、過重労働や賃金不払残業など労働条件全般にわたる相談に対応し ます。

[フリーダイヤル] 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

[実施日時] 令和2年11月1日(日)9:00~17:00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

- ア 熊本労働局または管内の労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)
- イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] 0120-811-610

[相談受付時間] 月~金17:00~22:00、土・日・祝9:00~21:00

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

[URL]:https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/roudoukijun\_getmail

#### (3)ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

報道機関に公開の上で、熊本労働局長が、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を 行っている県内企業を訪問し、その取組事例を熊本労働局のホームページなどを通じて 紹介します。

(詳細については、別途発表を行いお知らせします。)

#### (4)過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実を目的として「過労死等防止対策推進シンポジウム」を、令和2年11月27日(金)水前寺共済会館グレーシア鳳凰(熊本市中央区水前寺1-33-18)で開催します。

< 無料でどなたでも参加できます。定員 50 名 事前申込 >

#### 【プログラムの内容】

主催者挨拶

基調講演「コロナ禍時代、リモートワークに伴う過労死予防のあり方」

過労死遺族による体験談発表

[専用ホームページ]https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

#### (5)キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

リーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨など について広く国民に周知を図ります。

#### 【添付資料】

- ・資料1:過労死等防止対策推進シンポジウム(熊本会場)リーフレット
- ・資料2:過重労働解消キャンペーンリーフレット



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の 尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。 本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、 過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

2020年11月27日(金)

13:30~15:00 (受付13:00~)

水前寺共済会館グレーシア 鳳凰

(熊本県熊本市中央区水前寺1丁目33-18)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い 実施いたします。今後の感染状況により、 参加者数を制限するなど、規模を縮小して 実施する場合があります。

参加には、事前申込みが必要です。 詳細、中止の連絡等は、ホームページにて お知らせいたします。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

事前申込

主催:厚生労働省後援:熊本県

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

スマートフォンで QRコードを 読み込んで下さい。

#### [基調講演]

## 「コロナ禍時代、リモートワークに伴う 過労死予防のあり方」

#### 櫻澤 博文氏

(合同会社パラゴン代表社員、医師・労働衛生コンサルタント)

#### [過労死遺族による体験談発表]

佐戸 恵美子氏(東京過労死を考える家族の会)

## 櫻澤 博文氏

合同会社パラゴン代表社員、 医師・労働衛生コンサルタント



鹿児島市西田町生まれ、産業医大卒業後、世界的コンサルタント企業にて「ストレスマネジメント体系」を編成。

複数の書籍や講演を介して世に展開。

現在は労働衛生コンサルタントとしてストレスチェック導入 や健康経営優良法人取得支援に従事中。

#### 会場のご案内

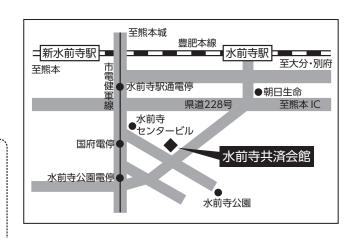
### 水前寺共済会館グレーシア 鳳凰

(熊本県熊本市中央区水前寺1丁目33-18)

- ・JR熊本駅からのアクセス
- ■市電(健軍行)乗車→国府下車・・・・(所要時間30分)→徒歩5分
- ■豊肥本線乗換→水前寺駅下車・・・・・ (所要時間10分)→南口より徒歩8分

#### 

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。 尚、定員になり次第締め切りさせていただきますご了承ください。
- ▶申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。



●**Webからの申し込み**:以下ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

#### 過労死等防止対策推進シンポジウム





			~
D以下の参加申込書に必要事項を記載の F	、FAXをお願いいたします。	FAX番号 03-6264-	6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

# 過労死等防止対策推進シンポジウム[参加申込書]

□ 経営者 □	]に✔をお願いいたします。 □ 会社員  □ 公務員  □ 団体職員    	<ul><li>□ 教職員</li><li>□ 医療関係者</li><li>□ 過労死家族</li></ul>	□ 弁護士
お名前 5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな	
連絡先	•TEL: •FAX:		
	●E-mail:		
企業·団体名			

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(http://www.p-unique.co.jp/privacy)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

# 毎年11月は

# 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解 を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



# 過重労働解消キャンペーンのほか、

# 「過労死等防止対策推進シンポジウム」

を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、 過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を 中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。) 開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、 詳細は専用ホームページで御確認ください。

#### 専用ホームページ

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/



# 【事業主の皆さまへ】11月は

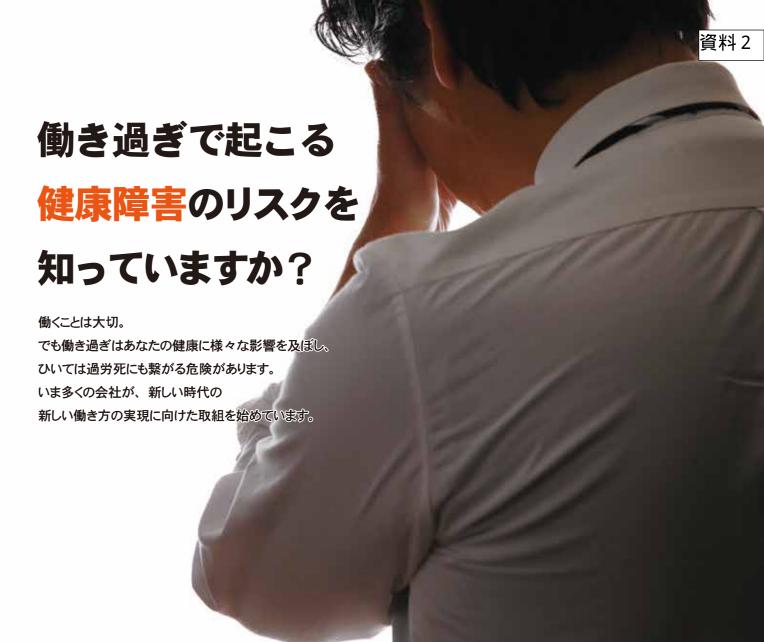
# 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発 注や急な仕様変更などはやめましょう!

#### 「しわ寄せ」防止特設サイト

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





~トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。~

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を禁止。

無料

過重労働等に関する相談けこちら

0120-794-713

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」 実施日時 11月1日(日) 9:00~17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン







厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。 このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消 に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

#### ○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時 間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるもの の、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の 実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労 災支給決定件数についても依然として高い水準で 推移するなど、過重労働による健康障害も多い状 況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法 違反も後を絶たないところです。

#### ○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたら す最も重要な要因です。具体的には、時間外・休 日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務 と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



時間外•休日労働時間

上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の 労災認定基準の考え方の基礎となった 医学的検討結果を踏まえたものです。



過重労働による健康障害等を防止するためにも、 労働時間を適正に把握\*\*し、次の措置を講じましょう。

## 過重労働による健康障害を防止するために\*\*2

- ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
  - ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時 的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなけれ ばなりません。
  - ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労 働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働 者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。
- (注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。
- (注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

#### 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要 となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきもの です。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図 りましょう。

#### 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、 かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

## **賃金不払残業を解消するために\*\***

職場風土を 改革しましょう。 2

適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。

3

労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

- ※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
- ※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)
- ※3「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

## 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力 要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般 にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

令和2年11月1日(日) 9:00~17:00

フリーダイヤル

0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン

(厚生労働省委託事業) は い

(月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、 マオンラインで

# **働解消のためのセミナー**

(委託事業)を実施します。

https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html